

DeruQui 会員規則

第1条（適用）

- 1 DeruQui会員規則（以下「本規則」といいます。）は、一般社団法人DeruQui（以下「当会」といいます。）に入会する個人、企業、その他の組織（以下「会員」といいます。）と当会との間の会員契約（以下「本契約」といいます。）に適用されます。
- 2 当会は、本規則とは別に、本契約に関するその他の規程を定める場合があります。その他の規程は、本規則の一部を構成するものとしませんが、本規則とその他の規程の内容が異なる場合は、本規則が優先して適用されます。

第2条（目的・理念）

- 1 当会は、個人・企業・その他の組織が集うエコシステムの形成を通して、活躍する若手人材の成長と挑戦の機会を提供し、社会のイノベーションを推進することを目的とします。
- 2 当会の理念は、当会の設立趣意書記載のとおりとします。

第3条（活動）

- 1 当会は、前条（目的・理念）の目的・理念を達成するために、以下の内容の活動（以下「本活動」といいます。）を行います。
 - 1) 若手人材の活躍に資する研修・ワークショップ・イベント等の企画・実施・運営
 - 2) 若手人材の活躍や会員との創発に資する情報の収集・提供・発信及び出版
 - 3) 若手人材の活躍や会員との創発に資する調査・研究
 - 4) 若手人材・会員間の交流を推進する活動の企画・実施・運営
 - 5) その他当会の目的を達成するために必要な活動
- 2 会員は、前条（目的・理念）の目的・理念に賛同し、本活動に主体的に参加、支援、協力、賛助等をするに努めるものとします。

第4条（入会）

- 1 会員は、本規則の全ての内容に同意した上で、当会所定の方法により、入会を申し込むものとします。会員は、申込の際に当会に登録する事項（以下「登録事項」といいます。）が、全て正確であることを保証します。
- 2 会員の種別は、当会の定款で別途定めるものとします。
- 3 当会は、当会所定の基準により入会の可否を判断し、入会を承諾する場合には、その旨通知します。当該通知に基づき、当会と会員との間で、本規則に定める内容で、本契約が成立します。
- 4 当会は、会員が以下のいずれかに該当した場合は、入会の申込みを承諾しないことがあります。なお、当会は、上記判断に関する理由を開示する義務は負いません。
 - 1) 当会所定の方法によらずに入会の申込を行った場合
 - 2) 登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - 3) 本規則に違反するおそれがある場合
 - 4) 過去に本規則に違反した者又はその関係者である場合
 - 5) その他当会が入会を妥当でないと判断した場合
- 5 会員は、申込時の登録事項に変更が生じた場合は、直ちに当会に対し、その旨を通知します。これを怠ったことによって会員が損害を被ったとしても、当会は責任を負いません。

第5条（経費等の負担）

- 1 一部の種別の会員は、当会が本活動に要する経費等を、入会金、会費、その他の名目による当会への支払によって、負担するものとします。以下、当該会員が負担する経費等を「会費」といいます。

- 2 本規則における会費に係る定めは、会費を支払う義務のある種別の会員に対してのみ、適用されます。
- 3 会費は、当会所定の期限までに、当会所定の方法により、支払うものとします。なお、振込手数料その他支払に要する費用は、会員の負担とします。
- 4 会費の金額は、第16条（本規則の変更）の定めに従い変更されることがあります。

第6条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、本契約成立日から、本契約成立日が属する当会の事業年度の末日までとします。なお、当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとなります。
- 2 本契約の有効期間満了日の前月末日（すなわち2月末日）までに、本契約を更新しない旨、当会又は会員から申し入れがない限り、本契約は1年間（すなわち4月1日から翌年3月末日まで）更新されるものとし、以降も同様とします。

第7条（退会）

- 1 会員は、本契約期間中といえども、退会希望月の末日までに、当会に対して通知することにより、退会希望月の末日限りで、本契約を解約して退会することができます。
- 2 前項の場合でも、会員は、退会月の翌月から本契約期間満了までの間の会費の支払義務を免れないものとします（会員が既に当該期間の会費を支払っている場合、当会はこれを会員に返還しないものとします。）。

第8条（権利帰属）

- 1 本活動に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利（以下「知的財産権等」といいます。）は、全て当会又は当該知的財産権等を保有する会員に帰属します。
- 2 本契約の締結は、本規則に明示的に規定される場合を除き、本活動に関する当会又は会員の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではありません。

第9条（禁止行為）

会員は、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当会が判断する行為をしてはならないものとします。

- 1) 第2条（目的・理念）の目的・理念に反する行為
- 2) 本活動の運営・維持を妨げる行為
- 3) 本活動の信用を毀損する行為
- 4) 他の会員又は第三者になりすます行為
- 5) 宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘をする行為
- 6) 当会が予定していない態様にて本活動内で自己又は第三者の事業に係る宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
- 7) 法令に違反する行為
- 8) 犯罪に関連する行為
- 9) 公序良俗に反する行為
- 10) 所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- 11) 当会、他の会員又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- 12) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- 13) その他、当会が不適切と判断する行為

第10条（個人情報）

当会は、会員の個人情報を、当会所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第11条（秘密保持）

会員は、本活動に関連して当会又は他の会員が会員に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報について、当該情報を開示した当会又は他の会員の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に利用せず、また、第三者に開示しないものとします。

第12条（不可抗力）

- 1 当会は、天災地変、交通機関の遅延又は不通、偶発的事故、停電、通信障害、疫病・感染症の流行、事業上の理由、その他のやむを得ない事由がある場合は、本活動をいつでも変更又は中止することができるものとし、これによって会員に生じたいかなる損害についても、責任を負わないものとします。
- 2 前項の場合、当会は、会員に対し、会費の返還を行わないものとします。

第13条（期限の利益喪失・資格喪失）

- 1 会員が本契約に違反し、当会が相当期間を定めて催告したにも拘わらず是正されない場合には、会員の本契約上の債務は期限の利益を失い、当会は、直ちに本契約を解除して会員資格を喪失させることができます。
- 2 会員が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告なくして、会員の本契約上の債務は期限の利益を失い、当会は、直ちに本契約を解除して会員資格を喪失させることができます。
 - 1) 信用状態が悪化した場合
 - 2) 事業の継続が困難になった場合
 - 3) 実質的支配関係が変化し従前の事業主体との同一性が失われた場合
 - 4) 当会に対する重大な背信行為があった場合
 - 5) 第9条（禁止行為）に違反した場合
 - 6) その他、当会が本活動を適当でないと判断した場合
- 3 当会が本条による解除を行う場合でも、会員は、解除日から本契約期間満了までの間の会費の支払義務を免れないものとします（会員が既に当該期間の会費を支払っている場合、当会はこれを会員に返還しないものとします。）。

第14条（反社会的勢力との関係排除）

- 1 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
 - 1) 暴力団及びその関係団体又はその構成員
 - 2) 暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人
 - 3) その他、前各号の該当者に準ずる者
- 2 会員は、次の各号に定める内容について、表明し、保証します。
 - 1) 自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来に渡っても該当しないこと
 - 2) 自らが反社会的勢力と不適当な関係を有さず、かつ将来に渡っても不適当な関係を有しないこと
- 3 会員が前項に違反したことが判明した場合には、何らの催告なくして、本契約上の債務は期限の利益を失い、当会は、直ちに本契約を解除することができます。
- 4 前条（期限の利益喪失・資格喪失）第3項の規定は、前項の解除について準用するものとします。

第15条（紛争処理及び損害賠償）

- 1 会員は、本活動に関連して、その責めに帰すべき事由により当会に損害を与えた場合、当会に対し、その損害を賠償します。

- 2 会員が、本活動に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、会員は、直ちにその内容を当会に通知すると共に、会員の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当会に報告します。
- 3 当会が、会員による本活動に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、会員は、会員の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当会に報告すると共に、当会が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償します。
- 4 当会は、本活動の実施に際して、その責めに帰すべき事由により会員に損害を与えた場合のみ、これを賠償するものとします。本規則における当会の各免責規定は、当会に責めに帰すべき事由が存する場合には適用しません。
- 5 当会が損害賠償義務を負う場合（前項の場合又は消費者契約法その他法律の適用による場合等）、賠償すべき損害の範囲は、会員に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない。）ものとし、賠償すべき損害の額は、当該損害発生の直接の原因が生じた月までに当該会員が当会に対して現実に支払った会費の総額を限度とします。なお、本項は、債務不履行、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。ただし、当会に故意又は重過失がある場合は、かかる損害賠償の制限は適用されないものとします。

第16条（本規則の変更）

- 1 当会は、以下のいずれかの場合に、本規則をいつでも任意に変更することができます。
 - 1) 規則変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - 2) 規則変更が、本契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当会は、前項による規則変更にあたり、規則変更の効力発生日の1ヶ月前までに、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、次条（連絡）に定める連絡手段により、これを会員に通知します。
- 3 会員が、変更の効力発生日までに本契約を解約して退会しない場合、規則変更に同意したものとみなします。

第17条（連絡）

- 1 当会から会員への連絡は、書面の送付、電子メール若しくはチャットの送信、又は当会ウェブサイトへの掲載等、当会が適当と判断する手段によって行うものとします。当該連絡が、電子メール若しくはチャットの送信又は当会ウェブサイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に送信された時点で会員に到達したものとします。
- 2 会員から当会への連絡は、当会所定の問合せ窓口宛に行うものとします。当会は、当会所定の問合せ窓口以外からの問い合わせについては、対応は行わないものとします。

第18条（権利義務の譲渡）

会員は、当会の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。

第19条（完全合意）

本規則は、本契約に関連する当会及び会員の完全なる合意を構成し、本契約の締結以前に当会及び会員間でなされた本契約に関連するいかなる口頭又は書面による合意も、全て本規則に取って代わられます。

第20条（分離可能性）

本規則の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規則のその他の規定は、有効に存続します。

第21条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上
2022年4月1日 制定